



香川県薬剤師会会営薬局県庁北

2024年6月の調剤報酬改定に伴い、「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」の改変が行われました。これにより、保険薬局は施設基準等の書面掲示内容をウェブサイトにも記載することが義務付けられました。

当薬局では、患者の皆様に安心してご利用いただくため、これらの情報をホームページに公開しております。
不明な点がございましたら、お問い合わせください。

<https://kgwpa.or.jp/>

施設基準について

1~3

- 1 当薬局は、調剤基本料1を算定している保険薬局です。
- 2 当薬局は、厚生労働大臣が定める基準による調剤を行っています。
- 3 当薬局は、2243品目の医薬品を備蓄し、どの医療機関の処方箋でも応需します。

4

4 当薬局は、処方箋受付後、服薬状況・残薬・ジェネリック医薬品の意向等を確認します。また、「薬剤服用歴」を作成してアレルギーや副作用の有無を確認するとともに、複数の医療機関から処方されている薬剤の重複や相互作用の有無を確認の上、薬剤管理料や服薬管理指導料を算定します。

5~6

- 5 当薬局は、患者さまの同意のもと、かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料を算定します。
- 6 当薬局は、生活保護法・結核・原爆・自立支援医療・感染症予防法等の各種公費負担医療の他労災医療に係る処方箋も応需します。

施設基準について

7~8

7 当薬局は、医師の指示があるとき（医療保険・介護保険）は患者さま宅を訪問して服薬指導等を行い、在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定します。

8 当薬局は、24時間調剤及び在宅業務に対応できる体制を有し、調剤・情報を提供します。

9~10

9 当薬局は、ジェネリック医薬品の調剤を積極的に推進します。なお、後発医药品体制加算3を全ての処方箋受付に対して算定します。

10 当薬局は、他の保険薬局・保険医療機関・都道府県との連携により、災害または新興感染症発生時等の非常時に必要な体制を整備しており、全ての処方箋受付に対して連携強化加算を算定します。

11

11 当薬局は、抗悪性腫瘍剤を注射されている患者さまに対して、医療機関と連携し必要な薬学的管理料管理や指導 及び電話等による副作用の有無等の確認を行った場合、特定薬剤管理指導加算2を算定します。

施設基準について

12

12 当薬局は、オンライン資格等確認システムを通じて患者さまの薬剤情報・特定検診情報・その他必要な情報を取得・活用して調剤を実施できる体制を有しており、医療情報取得加算を算定します。また、医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い調剤を実施するための十分な情報を取得・活用して調剤や指導を行い、医療DX推進体制整備加算1を算定します。

13

13 当薬局は、会計の明細書を公費等で自己負担のない患者さまにも毎回無料でお渡ししています。

14

14 当薬局の開局時間外に受付した処方箋については、夜間・休日等加算がかかります。
時間外とは、
平日19：00～8：00、
土曜13：00～8：00、
休日の開局時間内となります。

施設基準届出

当薬局では、下記届出行っております。



01	調剤基本料1	06	医療DX推進体制整備加算
02	かかりつけ薬剤師指導料 及びかかりつけ薬剤師包 括管理料	07	地域支援体制加算2
03	後発医薬品調剤体制加算3	08	在宅患者訪問薬剤管理指導料
04	連携強化加算	09	在宅薬学総合体制加算1
05	特定薬剤管理指導加算2	10	在宅中心静脈栄養加算
		11	在宅患者医療用麻薬持続注 射療法加算

<https://kgwpa.or.jp/>

長期収載品※の選定療養について

令和6年10月1日から医薬品の新たな制度として、後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある薬で、先発医薬品の処方を希望される場合、特別の料金（選定療養）がかかります。具体的には先発医薬品と後発医薬品の最高価格帯との価格差の25%が患者さまの負担となります。

ただし、先発医薬品が調剤されても、次のケースに当てはまる場合は、特別の料金はかかりません。

- ・医師や薬剤師が医療上必要と判断した場合
- ・後発医薬品の供給不足により薬局に在庫がない場合

※既に特許が切れている、もしくは再審査期間が終了しており、同じ効能・効果を持つ後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある先発医薬品



<https://kgwpa.or.jp/>